

発議第 12 号

議案第 139 号 令和 5 年度伊賀市一般会計補正予算（第 7 号）に対する附帯決議  
について

議案第 139 号 令和 5 年度伊賀市一般会計補正予算（第 7 号）に対する附帯決議を次の  
とおり提出しようとする。

令和 5 年 12 月 22 日提出

提出者 伊賀市議会議員

桃井 弘子

宮崎 栄樹

田中 覚

中谷 一彦

記

議案第 139 号 令和 5 年度伊賀市一般会計補正予算（第 7 号）に対する附帯決議

議案第 139 号令和 5 年度伊賀市一般会計補正予算（第 7 号）に計上された被害小麦臨時処分事業補助金については、赤カビ被害にかかる処分費を生産者が負担することとなると持続的な農業生産活動に支障を及ぼす可能性が大きいと考えられることから、本補助金の必要性は一定理解するところである。

しかし、本補助金の算出基礎については、処分費に係る経費の妥当性に疑念が残ること。また、補助金交付根拠となる例規が未整備の状況において、補助事業予定者は既に事業着手され、事業の約 8 割が執行済であることについては、伊賀市補助金等交付規則に抵触する恐れがあると考えられる。

以上のことから、議案第 139 号令和 5 年度伊賀市一般会計補正予算（第 7 号）に計上されている下記経費については、以下の点に留意した執行等を求める。

- (1) 本補助金の交付にあたっては、補助要件等内容を精査し、執行すること。
- (2) 本補助金の執行状況を議会へ報告すること。
- (3) 本補助金事務の執行について、監査委員へ監査を要求し、補助金の適正化を図ること。

記

1 議案第 139 号 令和 5 年度伊賀市一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 条 歳出 第 6 款 農林業費 第 1 項 農業費 第 3 目 農業振興費

伊賀米等生産振興対策事業 伊賀米生産振興経費 負担金、補助及び交付金

被害小麦臨時処分事業補助金 7,067,000 円